

定例教育委員会

議

案

議案第41号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

平成29年3月22日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

○坂井市教育委員会表彰規則

平成18年3月20日
教育委員会規則第11号

改正 平成24年8月27日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育、社会教育、社会体育及び学術文化の振興発展に貢献したものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人及び団体の表彰)

第2条 坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校の教職員、教育機関の関係者、その他の個人及び団体で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 学校教育の振興に貢献し、その功績の著しい者
 - (2) 教育施設の充実整備に貢献し、その功績の著しい者
 - (3) 社会教育又は社会体育の振興に貢献し、その功績の著しい者
 - (4) 学術又は文化の向上発展に貢献し、その功績の著しい者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者
- (生徒及び児童の表彰)

第3条 教育委員会は、学校の生徒及び児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案した者
 - (2) 生徒若しくは児童の名誉を高め、又は他の模範とするに足る行為のあった者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者
- (表彰の種類)

第4条 この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、金品の加授又はその他特別の待遇を与えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、教育委員会においてその都度決定する。

(表彰の内申)

第7条 学校長及び教育関係機関その他の団体の長は、第2条又は第3条に該当すると認められるものがあるときは、別記様式により内申書を提出する。

(表彰選考会の設置)

第8条 教育委員会に表彰選考会(以下「選考会」という。)を置く。

2 選考会は、表彰の候補者を選考し、教育委員会に報告する。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、選考会において選考した者のうちから教育委員会が決定する。ただし、緊急を要する場合は、選考会の選考を経ずに被表彰者を決定することができる。

(選考会の構成)

第10条 選考会の委員は、その都度教育長が委嘱する。

2 選考会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(選考会の運営)

第11条 会長は、会務を総理する。

2 会長は、選考会を代表し、教育委員会に推薦及び経過を報告する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年8月27日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第42号

坂井市奨学育英資金貸付の承認について

坂井市奨学育英資金貸付の承認について、次のとおり承認を求める。

平成29年3月22日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市奨学育英資金選考基準

1 家計について

- (1) 世帯人の認定、総所得金額の認定については、日本学生支援機構（旧日本育英会）の算定方法によるものとする。
- (2) 本人の父・母またはこれに代わって家計を支えている者のうち所得金額の多い1人（以下「主たる家計支持者」という。）の1年間の所得金額が別表第1の収入基準額以下であること。
- (3) 前項の所得金額とは、主たる家計支持者の金銭、物品等の1年間の収入金額から必要経費（給与所得の場合は、別表第2に掲げる算式により算出した控除額）を控除した金額をいう。ただし、母子・父子世帯、就学者のいる世帯等特別な事情のある世帯については、主たる家計支持者の所得金額から別表第3の特別控除額を控除した残りの金額を所得金額とみなすことができる。

別表第1 収入基準額表

	人数	収入基準額
世帯人数	1人	318万円以下
	2人	506万円以下
	3人	586万円以下
	4人	636万円以下
	5人	686万円以下
	6人	722万円以下
	7人	752万円以下

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに30万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する

別表第2 給与所得の場合における控除額

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合 (収入金額が329万円以下の控除額は収入金額と同額である。)	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

別表第3 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額			
世帯を対象とする控除	(1)母子・父子家庭	49万円			
	(2)就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円		
		中学校	16万円		
	高等学校	国公立	万円	万円	
			28	47	
	高等学校	私立	41	60	
		高等専門学校	国公立	36	55
	私立		60	80	
	大学	国公立	59	102	
		私立	101	144	
	専修学校	高等過程	国公立	17	27
			私立	37	46
		専門課程	国公立	22	62
私立			72	112	
(3)障害のある人のいる世帯であること	障害のある人1人につき 86万円				
(4)長期に療養を要する人のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。				
(6)火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額				
本人控除	申込者が高校・大学等在学又は高校・大学等に進学する者	高等学校等に進学(世帯を対象とする控除欄の高等学校と同額)			
		大学又は専修学校(専門課程)に進学 59万円			

議案第43号

坂井市立幼稚園保育料条例施行規則の廃止について

坂井市立幼稚園保育料条例施行規則の廃止について、次のとおり承認を
求める。

平成29年3月22日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市立幼稚園保育料条例施行規則を廃止する規則

平成29年 月 日
教育委員会規則第 号

坂井市立幼稚園保育料条例施行規則（平成18年坂教育委員会規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年3月31日から施行する。

議案第44号

坂井市スクールバス運行管理要綱の一部改正について

坂井市スクールバス運行管理要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成29年3月22日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市スクールバス運行管理要綱の一部を改正する要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市スクールバス運行管理要綱（平成28年教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

地区	校区	対象地区(行政区)			
		小学校(幼稚園)		中学校	
		小学校低学年(1年～3年) 高学年冬期間(4年～6年) 1.5km以上～2km未満地区	小学校全学年(1年～6年) 2km以上地区	中学校通年 4km以上地区	中学校冬期間(12～2月) 3km以上4km未満地区
三国地区	三国南小学校区		藤澤、池見、石丸、油屋、野中、玉ノ江、楽円、川崎	池見、石丸、野中	油屋、玉ノ江、川崎
	三国北小学校区				
	雄島小学校区		宿、新宿1丁目・2丁目、米ヶ脇、安島、崎、梶、浜地、グリーンハイツ	浜地、梶、崎、安島、マリンタウン	陣ヶ岡、米ヶ脇
	加戸小学校区	嵩、西谷、池上	覚善、覚善東、覚善2、運動公園、野山、運動公園3丁目、緑ヶ丘5丁目、水居、水居団地、美保、城ヶ原	池上、美保、城ヶ原	旭台、鴨池、平山

	三国西 小学校区		新保、横越、米納津、下野、西野中、ニュータウン黒目、黒目、パープルタウン黒目、沖野々	横越、下野、米納津、沖野々、黒目、パープルタウン黒目、ニュータウン黒目、ポートタウン、西野中、山岸	新保
丸岡地区	平章小学校区				
	長畝小学校区	下長畝、女形谷、赤坂、畑中、田屋、曾々木、豊原、石上、内田、舛田、小黒	里竹田、玄女、宇田、堀水、乗兼、千田、坪江、川上、山久保、曾谷、岡、山口、山竹田	里竹田、玄女、宇田、堀水、乗兼、坪江、川上、山久保、女形谷、曾谷、岡、山口、山竹田	千田、赤坂、田屋、畑中、上長畝、下長畝
	高椋小学校区	高柳、高柳2区、牛ヶ島、一本田中、一本田、笹和田、舟寄新	舟寄1～5区、長崎、長崎新		舟寄5区、長崎新
	鳴鹿小学校区			新鳴鹿1～3丁目、上金屋、楽間、東二ツ屋、上久米田、近庄、六呂瀬、金元	為安、寄永、下久米田上、下久米田下
	磯部小学校区	宇随、磯部福庄、反保、八丁、北横地1区	四ツ屋、今市、四郎丸、磯部島、磯部島2区、熊堂		四ツ屋
	明章小学校区		山崎三ヶ、大森、南今市、磯部島2区		山崎三ヶ
春江地区	春江小学校区		大針、藤鷲塚		
	春江西小学校区	中庄	安沢		安沢

	大石小学校区	西長田、石塚、正善、木部西方寺	井向、春日野、取次、布施田新、定広、堀越、中庄(春日野)	井向、大牧、上小森、下小森、辻、堀越、木部西方寺、定広、正善、姫王、布施田新、取次	リリータウン、室町、石塚、西長田
	春江東小学校区	定重		定重	寄安、寄安金戸、中筋、中筋東
坂井地区	東十郷小学校区	河和田、福島、徳分田、夢咲の里(冬季のみ)	田島窪、御油田、長屋、長屋さくら台、東長田		
	大関小学校区	安光、上蔵、南蔵垣内、大味中、東中野、新大味、新東中野、大味下	花の町1丁目・2丁目	花の町1・2丁目、大味下	花の町1・2丁目、大味下、新東中野、新大味、東中野、大味中、大味春日、大味上、安光、関中、小路、館、島田、上関
	兵庫小学校区	けやき野、相生	けやき野(冬期間のみ4, 5, 6年)		相生
	木部小学校区	東荒井、木部東(冬期間のみ)、蛸(冬期間のみ)	折戸、木部新保、清永、島	折戸、木部新保、清永、島、木部東、東荒井、蛸、高柳、今井	折戸、木部新保、清永、島、木部東、東荒井、蛸、高柳、今井

別表第2中「の利用者の利用料は、本来負担する利用料に0.5を乗じて得た額とし、第3子」を削る。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

坂井市スクールバス運行管理要綱(平成28年坂井市教育委員会告示第25号)新旧対照表

改正案 (新)		現行 (旧)				
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)				
1スクールバス運行対象地区		1スクールバス運行対象地区				
三国地区		三国地区				
地区	校区	対象地区(行政区)		対象地区		
		小学校(幼稚園)	中学校	小学校(幼稚園)	中学校	
三国地区	三国南小学校区	小学校低学年(1年~3年) 高学年冬期間(4年~6年) 1.5km以上~2km未満地区 小学校全学年(1年~6年) 2km以上地区 中学校通年 4km以上地区 中学校冬期間(12~2月) 3km以上4km未満地区	藤澤、池見、石丸、油屋、野中、玉ノ江、川崎 池見、石丸、野中 油屋、玉ノ江、川崎	藤澤、池見、石丸、野中、玉ノ江、川崎 藤澤、池見、石丸、野中、玉ノ江、川崎 藤澤、池見、石丸、野中、玉ノ江、川崎	藤澤、池見、石丸、野中、玉ノ江、川崎 藤澤、池見、石丸、野中、玉ノ江、川崎 藤澤、池見、石丸、野中、玉ノ江、川崎	藤澤、池見、石丸、野中、玉ノ江、川崎 藤澤、池見、石丸、野中、玉ノ江、川崎 藤澤、池見、石丸、野中、玉ノ江、川崎
	三国北小学校区					
	雄島小学校区					

三国北小学校区				
雄島小学校区		宿、新宿1丁目・2丁目、米ヶ脇、安島、崎、梶、浜地、グリオンハイツ	浜地、梶、崎、安島、マルタカ、崎	陣ヶ岡、米ヶ脇
加戸小学校区	嵩、西谷、池上	覚善、覚善2、運動公園、野山、運動公園3丁目、緑ヶ丘5丁目、水居、水居団地、美保、城ヶ原	池上、美保、城ヶ原	旭台、鴨池、平山
三国西小学校区		新保、横越、米納津、下野、西野、野中、ニュータウン黒目、黒目、パープルタウン黒目、沖野々	横越、下野、米納津、野々、黒目、パープルタウン黒目、ニュータウン黒目、ポートタウン野中、山岸	新保

加戸小学校区	嵩、西谷、池上	梶、浜地、グリオンハイツ	池上、美保、城ヶ原	旭台、鴨池、平山
三国西小学校区		新保、横越、米納津、下野、西野、野中、ニュータウン黒目、黒目、パープルタウン黒目、沖野々	横越、下野、米納津、野中、ニュータウン黒目、黒目、パープルタウン黒目、ポートタウン野々	新保

平章小校区	長畝小学校区	高柳小学校区	鳴鹿小学校区
下長畝、女形谷、赤坂、畑中、田屋、豊中、曾々木、石上、原、田、黒	里竹田、玄女、水、田、上、川、久保、 菅谷、岡、山口、山竹田	里竹田、玄女、乘兼、坪上、山形、 菅谷、岡、山口、山竹田	新鳴鹿 1~3 丁目、上金屋、楽間、東二ツ屋、上久米田、近庄、六呂瀬、金元
千田、赤坂、田屋、畑中、上長畝、下長畝	舟寄 1~5 区、長崎、長崎新	舟寄 5 区、長崎新	為安、寄永、下久米田上、下久米田下
丸岡地区			

磯部小学校区	宇随、磯部福庄、反保、八丁、北横地区	四ツ屋、今市、四郎丸、磯部島、磯部島2区、熊堂		四ツ屋	
明章小学校区		山崎三ヶ、大森、南今市、磯部島2区		山崎三ヶ	
春江小学校区		大針、藤蔭塚			
春江西小学校区	中庄	安沢		安沢	
春江地区					

大石小学校区	西長田、石塚、正善、木部西方寺	井野、春日、取次、布田新、定広、堀越、中庄(春日野)	井向、大牧、上小森、下小森、辻、堀越、木部西方寺、定広、正善、姫玉、布施田新、取次	リリタウン、室町、石塚、西長田
春江東小学校区	定重		定重	寄安、寄安金戸、中筋、中筋東
東十郷小学校区	河和田、福島、徳分田、夢咲の里(冬季のみ)	田島窪、御油田、長屋、長屋さくら台、東長田		
坂井地区				

大関小学校区	安光、上蔵、南蔵垣内、大味中、東野、新大味、新東中野、大味下	花の町1丁目・2丁目	花の町1・2丁目、大味下	花の町1・2丁目、大味中野、新大味、東中野、大味中、大味春日、大味上、安光、関中、小路、館、島田、上関
兵庫小学校区	げやき野、相生	げやき野(冬期間のみ4,5,6年)		相生
木部小学校区	東荒井、木部東(冬期間のみ)、蛸(冬期間のみ)	折戸、木部新保、清永、島	折戸、木部新保、清永、島、木部東、東荒井、蛸、高柳、今井	折戸、木部新保、清永、島、木部東、東荒井、蛸、高柳、今井

丸岡地区

校区	対象地区		
	小学校(幼稚園)		中学校
	小学校低学年(1年~3年)	小学校全学年(1年~6年)	中学校通年 4km以上地区 中学校冬期間(12~2月)

	高学年冬期間(4/2km以上地区 年～6年) 1. 5km以上～2km 未滿地区	3km以上4キロ未 滿地区
平章小 校区		
竹田小 校区		
長畝小 校区	下長畝、女形谷、里竹田、玄女、 赤坂、畑中、田宇田、堀水、乘 屋、菅々木、豊兼、千田、坪江、 原、石上、内田、川上、山久保、 舩田、小黒 竹田小学校区	千田、赤坂、田 宇田、堀水、乘 屋、畑中、上長 兼、坪江、川上、 畝、下長畝、 山久保、女形谷、 竹田分校区
高棟小 校区	高柳、高柳2区、舟寄1～5区、長 牛ヶ島、一本田崎、長崎新 中、一本田、笹 和田、舟寄新	舟寄5区、長崎新
鳴鹿小 校区		新鳴鹿1～3丁 為安、寄永、下 目、上金屋、樂 間、東二ツ屋、 上久米田、近庄、 六呂瀬、金元
磯部小	宇随、磯部福庄、四ツ屋、今市、	四ツ屋

校区	反保、八丁、北 横地1区	四郎丸、磯部島、 磯部島2区、熊堂		
明章小 校区		山崎三ヶ、大森、 南今市、磯部島2 区		山崎三ヶ
春江地区				
校区	対象地区			
	小学校(幼稚園)		中学校	
	小学校低学年(1 年~3年) 高学年冬期間(4 年~6年) 1. 5km以上~2km 未満地区	小学校全学年(1 年~6年) 2km以上地区	中学校通年 4km以上地区	中学校冬期間(1 2~2月) 3km以上4キロ未 満地区
春江小 校区		大針、藤鷲塚		
春江西 小学校区	中庄	安沢		安沢
大石小 校区	西長田、石塚、 正善、木部西方 寺	井向、春日野、 取次、布施田新、 定広、堀越、中 庄(春日野)	井向、大牧、上 小森、下小森、 辻、堀越、木部 西方寺、定広、 正善、姫王、布	リリターウン、 室町、石塚、西 長田

春江東 小学校区	定重		施田新、取次 定重	寄安、寄安金戸、 中筋、中筋東
坂井地区				
校区	対象地区			
	小学校		中学校	
東十郷 小学校区	小学校低学年(1年～3年)	小学校全学年(1年～6年)	中学校通年 4km以上地区	中学校冬期間(12～2月) 3km以上4キロ未 満地区
	高学年冬期間(4年～6年) 1.5km以上～2km 未満地区	42km以上地区		
大関 校区	河和田、福島、 徳分田、夢咲の 里(冬季のみ)	田島窪、御油田、 長屋、長屋さく ら台、東長田		
校区	安光、上蔵、南蔵垣内、大味中、丁目 東中野、新大味、 新東中野、大味 下	花の町1丁目・2丁目 花の町1・2丁目、 大味下	花の町1・2丁目、 大味下、新東中 野、新大味、東 中野、大味中、 大味春日、大味 上、安光、関中、 小路、菰、島田、 上関	

兵庫小 校区	けやき野、相生 間のみ4、5、6 年)	相生
木部小 校区	東荒井、木部東 (冬期間のみ)、 蛸(冬期間のみ)	折戸、木部新保、 保、清永、島、木部 清永、島、木部 東、東荒井、蛸、 井、蛸、高柳、 高柳、今井

別表第2(第6条関係)

利用料(月額)

区分	利用料	要件
小学生 1人あたり	1,600円	同月に兄弟姉妹が利用する場 合において、 <u>第2子の利用者の利 用料は、本来負担する利用料に0. 5を乗じて得た額とし、第3子以降 の利用者については無料とする。</u>
中学生 1人あたり	2,400円	

別表第2(第6条関係)

利用料(月額)

区分	利用料	要件
小学生 1人あたり	1,600円	同月に兄弟姉妹が利用する場 合において、 <u>第2子</u>
中学生 1人あたり	2,400円	<u>以降</u> <u>の利用者については無料とする。</u>

議案第 4 5 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 2 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費から、1月当たり片道の場合は800円、往復の場合は1,600円を差し引いた額とする。ただし、同じ月に兄弟姉妹が利用する場合は、2人目以降は補助対象費の額とする。

別表第1の4の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費から次の各号に掲げる金額を差し引いた額とする。ただし、兄弟姉妹が小学生又は中学生の場合で、かつ、同じ月に兄弟姉妹が利用する場合は、2人目以降の金額は差し引かないものとする。

- (1) 小学生 利用児童1人につき1,600円に利用する月数を乗じて得た額とし、利用児童すべての額を合計した金額
- (2) 中学生 利用生徒1人につき2,400円に利用する月数を乗じて得た金額とし、利用生徒すべての額を合計した金額

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第8号)新旧対照表

改正案 (新)						現行 (旧)						
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)						
整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業経費の範囲	補助率等	整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業経費の範囲	補助率等	支払区分
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	坂井市通学支援事業費補助金	市立幼稚園、小学校及び中学校の通学に係る保護者負担の格差の是正及び公平性の確保を図ることを目的として、公共交通機関を利用する園児、児童及び生徒	別に定める幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の保護者。ただし、当該幼稚園、小学校及び	公共交通機関の定期乗車券又は回数券の購入に要する経費	補助対象経費から、1月当たり片道の場合は800円、往復の場合は1,600円を差し引いた額とする。ただし、同じ月に兄弟姉妹が利用する場合は、2人目以降は補助対象費の額とする。	2	坂井市通学支援事業費補助金	市立幼稚園、小学校及び中学校の通学に係る保護者負担の格差の是正及び公平性の確保を図ることを目的として、公共交通機関を利用する園児、児童及び生徒	別に定める幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の保護者。ただし、当該幼稚園、小学校及び	公共交通機関の定期乗車券又は回数券の購入に要する経費	次に掲げるとおりとする。 (1) 公共交通機関を利用する場合は、通学用定期乗車券の利用者については、1月当たり1,600円(利用者負担限度額)を超える額 イ 登下校のうち片道の利用者については、	(略)

(略)	坂井市 通学バ	冬期間にお ける市内小	小学校 及び中	冬期間に小学校 及び中学校の通	補助事業経費から 概算	3 (略)
の通園・通学 に要する経 費について 補助金を交 付する。	の通園・通学 に要する経 費について 補助金を交 付する。	の通園・通学 に要する経 費について 補助金を交 付する。	の通園・通学 に要する経 費について 補助金を交 付する。	の通園・通学 に要する経 費について 補助金を交 付する。	の通園・通学 に要する経 費について 補助金を交 付する。	1月当たり800 円(利用者負担 限度額)を超え る額 ウ 同月に兄弟 姉妹が利用す る場合におい て、利用する第 2子の利用者負 担限度額につ いては、ア又は イに規定する 利用者負担限 度額に0.5を乗 じて得た額と し、利用する第 3子以降につい ては補助対象 経費の全額と する。

<p>ス運行 支援事 業費補 助金</p>	<p>学校及び中 学校の通学 に係るスク ールバスの 運行につい て、市が運行 するスクー ルバス対象 地区及び対 象地区以外 を含めて、保 護者代表者 が利用者の 拡大を図る ことを目的 に運行事業 者へ通学バ スとして委 託契約する 場合、市が利 用する児童 生徒へ通学 バス運行に 要する経費</p>	<p>学校 PTAの保護 者を代表者 と する責任 意団体を補 助事業者と する。</p>	<p>学において、市 がスクールバス 運行対象地区に 対して、運行事 業者へ委託契約 する経費</p>	<p>払い</p>
<p>ス運行 支援事 業費補 助金</p>	<p>学校及び中 学校の通学 に係るスク ールバスの 運行につい て、市が運行 するスクー ルバス対象 地区及び対 象地区以外 を含めて、保 護者代表者 が利用者の 拡大を図る ことを目的 に運行事業 者へ通学バ スとして委 託契約する 場合、市が利 用する児童 生徒へ通学 バス運行に 要する経費</p>	<p>学校 PTAの保護 者を代表者 と する責任 意団体を補 助事業者と する。</p>	<p>学において、市 がスクールバス 運行対象地区に 対して、運行事 業者へ委託契約 する経費</p>	<p>払い</p>

議案第46号

三国湊町家館条例施行規則の一部改正について

三国湊町家館条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成29年3月22日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

三国湊町家館条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

三国湊町家館条例施行規則（平成19年坂井市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「に規定により、次のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる」を「の規定による使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準は、別表に定めるとおりとする」に改め、同条各号を削る。

第3条に次の1項を加える。

2 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第8条中「第2条、第3条」を「第2条」に、「、第3条、第5条」を「、第5条」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

番号	区分	減免割合
1	市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
2	施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
3	市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
4	市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
5	教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の利用について、この規則による改正後の三国湊町家館条例施行規則の規定の例により使用料を減免することができる。

三国湊町家館条例施行規則(平成19年坂井市教育委員会規則第12号)新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)						
<p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 条例第8条第1項ただし書の規定による使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)の基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。(読替)</p> <p>第8条 条例第12条第1項の規定により、三国湊町家館の管理を指定管理者が行う場合において、第2条、様式第1号及び様式第2号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第6条及び第7条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条(見出しを含む。)、第5条、様式第1号及び様式第2号「使用」とあるのは「利用」と、第2条、様式第1号及び様式第2号中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、第3条(見出しを含む。)、第4条(見出しを含む。)及び様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1177 1133 1324 2067"> <thead> <tr> <th data-bbox="1177 1133 1230 1317">番号</th> <th data-bbox="1177 1317 1230 1859">区分</th> <th data-bbox="1177 1859 1230 2067">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1230 1133 1324 1317">1</td> <td data-bbox="1230 1317 1324 1859">市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合</td> <td data-bbox="1230 1859 1324 2067">免除</td> </tr> </tbody> </table>	番号	区分	減免割合	1	市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除	<p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 条例第8条第1項ただし書の規定により、次のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する会議等に使用する場合。</p> <p>(2) その他公益上特別の事由があると認められた場合。</p> <p>(読替)</p> <p>第8条 条例第12条第1項の規定により、三国湊町家館の管理を指定管理者が行う場合において、第2条、様式第1号及び様式第2号中「坂井市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条、第4条、第6条及び第7条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条(見出しを含む。)、第3条、第5条、様式第1号及び様式第2号「使用」とあるのは「利用」と、第2条、様式第1号及び様式第2号中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、第3条(見出しを含む。)、第4条(見出しを含む。)及び様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p>
番号	区分	減免割合					
1	市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除					

2	施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行なうための自主事業で利用する場合	免除
3	市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
4	市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
5	教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

坂井市全国文化芸術大会出場激励金支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第59号）新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（支給対象者）</u></p> <p><u>第2条</u> <u>支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に居住する個人又は市内に居住するものが所属する団体とし、次に掲げる大会のいずれかに出場するものとする。ただし、市内に住所を有しない学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍する者）で、かつ、保護者が市内に居住している者は、支給対象者とすることができる。</u></p> <p><u>(1)</u> <u>国内の予選等を経て出場する国際規模の文化芸術大会又は県予選等を経て出場する国若しくは国際的な文化芸術の各組織が主催する全国規模の文化芸術大会等（以下「全国大会等」という。）</u></p> <p><u>(2)</u> <u>その他教育委員会が認めた全国大会等のコンクール又は競技会</u></p> <p><u>（激励金の額）</u></p> <p><u>第3条</u> <u>激励金の額は、別表に掲げるとおり</u></p> <p><u>と</u><u>する。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（交付申請等）</u></p> <p><u>第4条</u> <u>激励金の支給を受けようとする者は、第2条各号に規定する全国大会等が開催される30日前までに、坂井市全国文化芸術大会出場激励金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、</u></p>	<p><u>（支給対象者）</u></p> <p><u>第2条</u> <u>支給対象者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1)</u> <u>国又は国際レベル（以下「全国大会等」という。）の各協会及び連盟が主催する全国文化芸術大会に出場する個人又は団体の教育委員会が認めた者とする。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>坂井市に在住する者であること、ただし、学生の場合で坂井市に住所が無い者のうち、家族が坂井市在住である場合は対象とする。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>団体の場合は、大会要綱等で規定する申込書等に記載された者とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>県予選を経ず全国大会等に出場する個人又は団体への支給は認めない。</u></p> <p><u>3</u> <u>その他全国大会等のコンクール又は競技会で教育委員会が特に認めた者とする。</u></p> <p><u>（激励金の額）</u></p> <p><u>第3条</u> <u>激励金の額は、1人に付き5千円とし、団体については、10万円を</u></p> <p><u>限度とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p>

この限りでない。

(1) 予選大会開催要項

(2) 予選大会出場結果

(3) 全国大会等開催要項

(4) 全国大会等出場者登録名簿

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金を支給するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表 (第3条関係)

区分	激励金額
国際規模 の大会	世界規模の大会 1人 50,000円 アジア規模の大会 1人 30,000円
全国規模 の大会	個人 1人 5,000円 団体 <u>支給対象者数に5,000円を 乗じて得た額とする。ただし、 100,000円を限度とする。</u>

議案第47号

坂井市全国文化芸術大会出場激励金支給要綱の一部改正について

坂井市全国文化芸術大会出場激励金支給要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成29年3月22日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市全国文化芸術大会出場激励金支給要綱の一部を改正する要綱

平成29年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市全国文化芸術大会出場激励金支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第59号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（支給対象者）

第2条 支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に居住する個人又は市内に居住するものが所属する団体とし、次に掲げる大会のいずれかに出場するものとする。ただし、市内に住所を有しない学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍する者）で、かつ、保護者が市内に居住している者は、支給対象者とすることができる。

（1）国内の予選会等を経て出場する国際規模の文化芸術大会又は県予選等を経て出場する国若しくは国際的な文化芸術の各組織が主催する全国規模の文化芸術大会（以下「全国大会等」という。）

（2）その他教育委員会が認めた全国大会等のコンクール又は競技会

第3条中「1人に付き5千円とし、団体については、10万円を限度」を「別表に掲げるとおり」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（交付申請等）

第4条 激励金の支給を受けようとする者は、第2条各号に規定する全国大会等が開催される30日前までに、坂井市全国文化芸術大会出場激励金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

（1）予選大会開催要項

（2）予選大会出場結果

（3）全国大会等開催要項

（4）全国大会等出場者登録名簿

（5）その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金を支給するものとする。

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

区分		激励金額
国際規模の	世界規模の大会	1人 50,000円

大会	アジア規模の大会	1人 30,000円
全国規模の大会	国又は国際的な文化芸術の各組織が主催する全国規模の文化芸術大会	個人 1人 5,000円 団体 支給対象者数に5,000円を乗じて得た額とする。ただし、100,000円を限度とする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

坂井市教育委員会教育長 様

団 体 名 _____
氏名（代表者名） _____ 印
住所/団体の所在地 _____
電 話 番 号 _____

（※日中に連絡の取れる番号を記入してください）

坂井市全国文化芸術大会出場激励金交付申請書

坂井市全国文化芸術大会出場激励金の交付を受けたいので、坂井市全国文化芸術大会出場激励金支給要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 大会名 _____
- 2 大会期日 _____ 年 月 日 () ~ _____ 年 月 日 ()
- 3 大会会場 _____
- 4 交付申請額 _____ 円 × _____ 名 = _____ 円(上限100,000円)
- 5 出場者名

- ・氏名の上に ふりがな を記入してください
- ・住所は住民登録されているご住所を記入してください
- ・学生の場合は、備考欄に 学校名 及び 学年 を記入してください
- ・高校生の場合は 出身中学校 も備考欄に記入してください

	氏 名	住所	備考 (学校名・学年)
1		〒 -	年 (中学校出身)
2		〒 -	年 (中学校出身)
3		〒 -	年 (中学校出身)

4		〒 -	年 (中学校出身)
5		〒 -	年 (中学校出身)

(※欄が足りない場合は追加して記入してください)

附 則

この告示は、平成29年 月 日から施行する。

議案第48号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

平成29年3月22日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫